

え!?!?湿布薬が保険から外れる!?!?

今、規制改革会議という内閣設置法に基づく審議会で「湿布薬の保険はずし」が議論されています。今後、もし具体化した場合には、来年から湿布薬のお金は窓口負担とは別に実費で払うこととなります。腰痛症にかかる人は厚労省の調べで2700万人とも言われており、患者さんの負担がますます増えることは間違いありません。国はここ2回の診療報酬改定で条件をつけて「ビタミン剤」「うがい薬」を保険からはずしました。今後は風邪薬など、どんどん広がる恐れもあります。

大阪府保険医協会は湿布薬の保険はずしに反対しています。ぜひ署名にご協力をお願いいたします。



え〜!?!消費税が上がったばかりなのに!!

どんどん広がる医療保険の対象外薬剤

平成24年度診療報酬改定

- 単なる栄養補給目的でのビタミン剤投与は医療保険の対象外に

平成26年度診療報酬改定

- 治療目的でないうがい薬だけの処方医療保険の対象外に
—来年は湿布薬、将来的には風邪薬も!?

大阪府保険医協会は湿布薬の保険はずしに反対しています

署名にご協力下さい!

大阪府保険医協会では湿布薬の保険はずしに反対するため請願署名に取り組んでいます。いただいた署名は必ず国会へ届けます。また、いただいた個人情報は請願署名の目的以外に使用いたしません



署名は下記住所に送付してください



大阪府保険医協会

〒556-0021

大阪府大阪市浪速区幸町 1-2-33

TEL 06-6568-7721 FAX 06-6568-2389

<https://osaka-hk.org/>

湿布薬保険はずしの撤回を求める 請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿



請願趣旨

2016年に行われる診療報酬改定について、様々な議論がされています。その中でも規制改革会議ではいわゆる「第一世代」の湿布薬(例;MS冷シップ等)について「医療保険の対象外」、「第二世代」の湿布薬(例;モーラステープ等)については処方量に上限を設けるとする議論がされています。

国民の大きな反対で限定的な実施が続いていますが、2012年度、2014年度の診療報酬改定ではそれぞれ「単なる栄養補給目的のビタミン剤」「治療目的でないが薬のみの処方」が医療保険の対象外とされました。厚労省によれば腰痛症の国民は2700万人いると言われています。湿布薬を医療保険給付から外すことは患者の「必要な医療を受ける権利」を侵害するもので決して許すことはできません。

特に2016年度の点数改定は消費税増税後、初めて実施される改定となります。増税実施時に繰り返された「消費税増税分はすべて社会保障に使う」との政府の主張に基づき、以下の事項を求めます。

請願項目

- あらゆる湿布薬の保険はずしは行わないでください
- あらゆる湿布薬の保険給付に医学的理由のない制限(回数、量など)を設けないでください

お名前	ご住所

※この署名は、憲法16条で保障された請願権にもとづいて行うもので、国会請願以外の目的に使用しません。

取り扱い団体 大阪府保険医協会 外科・整形外科部会